

自第 号  
至第 号

# 一胎仔犬登録申請書

支部受付

年月日

抜者印

本部受付

犬舎登録番号  
記号  
犬舎名

産地

生年月日

年

月

日

交配日

年

月

日

繁殖者

住所氏名

印

父犬所有者

住所氏名

印

本申請書の記載事項に相違なく、一胎仔犬登録を申請致します

年 月 日

繁殖登録申請者

印

右登録申請書記載事項の細目に相違ないことを証明致します

秋保

印

会員

印

牝 牝	
出 産 数	
頭	頭
死 産	
頭	頭
除 去	
頭	頭
登 録 前 死 亡	
頭	頭
登 録 数	
頭	頭

父 母 犬

父 犬 名 系

秋 保 籍

犬 舎 号

毛 色

生 年 月 日

体 高

賞 歴

母 犬 名 系

秋 保 籍

犬 舎 号

毛 色

生 年 月 日

体 高

賞 歴

母 犬 名 系

秋 保 籍

犬 舎 号

毛 色

生 年 月 日

体 高

賞 歴

産 地

産 地

犬 舎 号

毛 色

生 年 月 日

体 高

賞 歴

賞 歴	体 高	生 年 月 日	毛 色	犬 舎 号	秋 保 籍	犬 母 名 系	賞 歴	体 高	生 年 月 日	毛 色	犬 舎 号	秋 保 籍	犬 父 名 系
		年 月 日							年 月 日				

虚偽の記載・証明をした場合、本会犬籍登録規定第二十二条の定めるところにより登録の取り消し、無効とする処置がなされます。

- ① 一胎仔犬の登録申請は本会会員である繁殖者でなければ行うことができない。登録は本会会員であること。
- ② 登録申請者は犬舎号を有すること。
- ③ 両親犬が本会の犬籍を有すること。
- ④ 一胎仔犬登録は出産後三ヶ月以内に行わなければならない。
- ⑤ 出産後三ヶ月以上経過したものは単独犬登録となる。
- ⑥ 交配日より一ヶ月以内に父母所有者より交配証明の提出が必要。一ヶ月を経過した場合には、違反金を納入しなければならない。
- ⑦ 申請証明欄には繁殖者・父犬所有者以外の秋保会員二名の署名・押印の上提出してください。
- ⑧ 牝・牝 出産数欄は必ず記入してください。(0の場合も記入)
- ⑨ 父母犬の賞歴記載は、一件のみとする。
- ⑩

- 諸料金
- 一胎仔犬登録料 一頭につき 三、五〇〇円
  - 譲渡名義変更料 一 件 三、〇〇〇円
  - 交配報告違反金 一 件 四、〇〇〇円
- ※料金は規程改正により変更されることもあります。

## 公益社団法人 秋田犬保存会

事務所 郵便番号 〇一七―八六九一  
秋田県大館市字三ノ丸十三―一  
電話 (〇一八六) 四二―二五〇二代

秋保籍	(ふりがな) 犬名	(牡先 牝後) 性別	毛色	譲渡先 住所氏名	血統書送り先 住所氏名
	1 号			..... ..... .....	..... ..... .....
	2 号			..... ..... .....	..... ..... .....
	3 号			..... ..... .....	..... ..... .....
	4 号			..... ..... .....	..... ..... .....
	5 号			..... ..... .....	..... ..... .....
	6 号			..... ..... .....	..... ..... .....
	7 号			..... ..... .....	..... ..... .....
	8 号			..... ..... .....	..... ..... .....
	9 号			..... ..... .....	..... ..... .....

記入上の注意

- ◎ 犬名はなるべく性別に適合したものとし、必ずふりがなをつけること。
- ◎ 血統書に記載のある犬名と同一犬名は登録できない。
- ◎ 登録犬は牡を先に記入すること。
- ◎ 譲渡名義変更する場合は、別途3,000円発生します。会員の住所・氏名ご記入下さい。